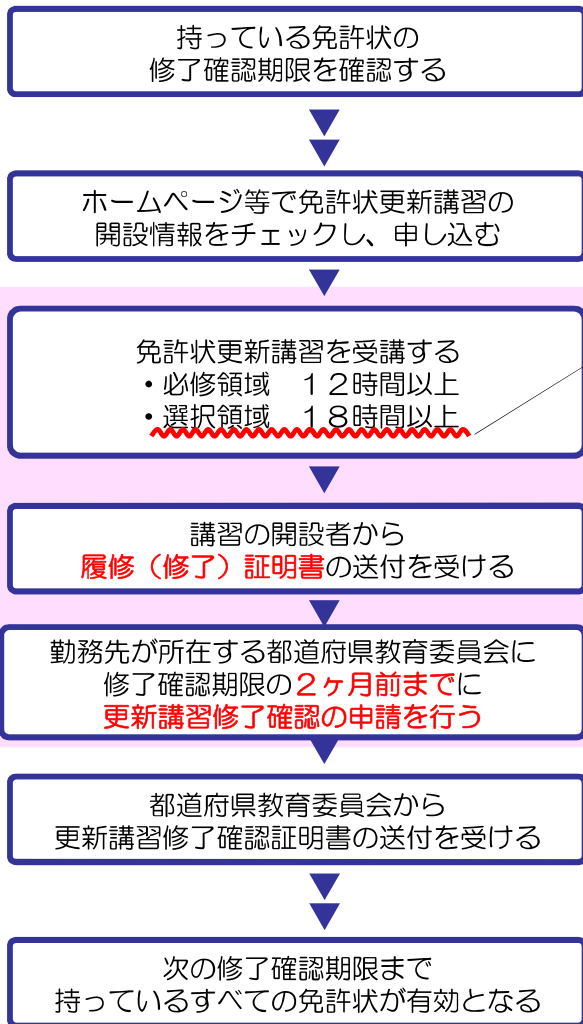


教員免許状の更新の流れ（栄養教諭向け）

免許状更新の流れは、大まかに以下の流れとなっています。

◆ 旧免許状所持者の場合 ◆



2年2ヶ月前～2ヶ月前までの間
修了確認期限の間

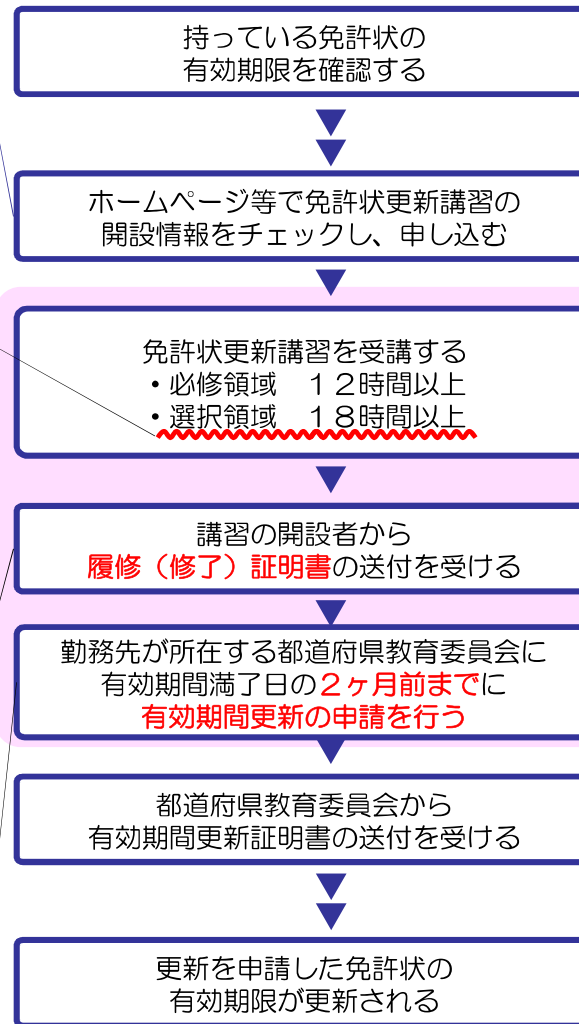
免許状更新講習は、大学等で開設されています
文部科学大臣の認定を受けた免許状更新講習は文部科学省HPで確認可能です
文部科学省のHPでは申し込み手続きはできませんので、手続き等詳細は各開設者のHP等をご確認ください

選択領域の講習を選ぶ際には、「栄養教諭」を対象とした講習を18時間分選択する必要があります
「教諭」もしくは「養護教諭」のみを対象とする講習を受講しても更新手続きができません
必ず文部科学省HPに掲載している一覧で、「対象職種」を確認してください

大学等から送られてくる証明書には2種類あります
・修了証明書: 必修12時間以上、選択18時間以上を含む、あわせて30時間以上の講習の修了を一括で証明する場合
・履修証明書: 上記以外の場合。複数大学で分けて講習を受講した場合などに発行される

履修（修了）証明書が送られてくるだけでは、免許状の更新は終了しません。
大学から送付されてきた証明書を添えて、各都道府県教育委員会に申請を行ってください。
(指定の様式等、手続きの詳細は教育委員会にお尋ねください)

◆ 新免許状所持者の場合 ◆



2年2ヶ月前～2ヶ月前までの間
有効期限満了の日から